

## 羽村市審議会等委員への女性の参画促進に関するガイドライン

### 1 目的

このガイドラインは、性別に関わらず、男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野における活動の方針や決定に共同して参画する機会を確保するため、審議会等委員への女性の参画促進に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

### 2 対象

このガイドラインの対象とする審議会等は、法律または条例に基づき設置されている機関や、要綱等に基づき市が設置する任意の機関（審議会、委員会、協議会、懇談会等）をいう。

### 3 目標

審議会等における女性委員の割合をおおむね50%とすることを目標とする。

### 4 目標を達成するための方針

- (1) 女性委員の割合が目標を達成していない審議会等は、おおむね50%に達するまで積極的に女性の参画を促す。
- (2) 審議会等に女性委員がいない状態の解消を図る。
- (3) 新たに審議会等を設置する場合は、女性委員の割合をおおむね50%とすることを目標とする。

### 5 取組内容

審議会等の委員の候補者の選定においては、以下の事項に留意し、積極的に女性の参画促進を図る。

- (1) 団体から推薦される女性委員の比率の向上を図ること。
  - ① 女性を積極的に推薦してほしい旨を推薦依頼文に明記し、当該団体に働きかける。
  - ② 団体の代表者や役員等の特定の役職に就いていることを委員就任の要件としないように努め、当該審議会等の委員として適任である女性の積極的な推薦を依頼する。

(2) 学識経験者の女性委員の比率の向上を図ること。

- ① 当該審議会等において審議する分野に関し、選定の対象分野を可能な限り拡大し、関連する幅広い分野から女性の学識経験者を選定するよう努める。
- ② 複数名を選任する場合は、男女のどちらか一方に偏らないように努める。

## 6 参画状況の報告

男女共同参画主管課長は、毎年度、審議会等における女性委員の参画状況を羽村市男女共同参画推進会議へ報告するとともに、市民に公表する。

## 7 性の多様性の尊重

委員の戸籍上の性別と自認する性別が異なる場合は、本人の申出に従って判断する。

ただし、市が審議会等委員の女性の参画率等を公表していることから、本人の申出による取扱いをすることがアウトティング\*につながる恐れがあることに配慮し、性別の取扱いに関する本人への確認や判断は慎重に行う。

\*アウトティング：本人の同意なく、その人の性的指向や性自認に関する情報を第三者に暴露すること。

## 8 その他

このガイドラインは、令和6年2月22日から施行する。